

議 事 録

第 19 回 定 例 総 会

令和4年2月8日

太田市農業委員会第19回定例総会議事録

開会日時 令和4年2月8日(火) 午後2時
閉会日時 令和4年2月8日(火) 午後2時40分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 (9人)
塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐
川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事
松島主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第5号 特定農地貸付け承認申請について (会長)
議案第6号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について (会長)

報告事項
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第19回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員の方はおりません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、18番 清水由紀江委員 と 19番 青木紀美子委員 の二人をお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正箇所が1か所ございます。
議案書4ページをお開きください。
議案書の左上の議案番号において、議案第2号と記載されておりますが、議案第3号へ訂正願います。以上でございます。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 由良町の土地 584㎡について、許可後、住宅ローン本申込が否認となり、住宅を建築できなくなったため、今回、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 12番委員 農地法関係許可取消願、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人が、許可後、住宅建設に必要な資金を捻出できなくなり、許可を取り消すもので、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きます、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、6件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 田 2,125 m²、所有農地を運送会社の倉庫用地として売却することになったので、申請地を取得し、代替地として耕作したい。

2番 只上町の土地 畑 75 m² 外1筆 計961 m²、申請地を取得して経営規模を拡大したい。

3番 只上町の土地 田 4,017 m²、申請地を取得して息子と一緒に経営規模を拡大したい。

4番 鶴生田町の土地 田 1,631 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 藪塚町の土地 畑 1,058 m² 外1筆 計1,365 m²、譲渡するとの話があったので、これを譲受け経営規模を拡大したい。

6番 藪塚町の土地 田 1,943 m²、譲渡するとの話があったので、これを譲受け経営規模を拡大したい。

1番から6番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番について、報告したいと思います。

1番について、譲受人は、所有する農地を運送会社の倉庫用地として売却することになったので、申請地を取得し、代替地として耕作したいということです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見

に至りましたので、再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありました、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま
す。

9番委員は、入室してください。

(9番委員 入室)

議 長 続きまして、番号5番と6番について、第6地区協議会の調査した意
見結果を報告願います。

11番委員

5番と6番について、説明いたします。

5番と6番ですが、ともに売主と買主が同じ方でありまして、相続で
得た土地が管理できないということで売りたいという申出があったた
めに、5番と6番の土地を譲り受けて、譲受人は規模拡大を図るもの
です。また、譲受人は大規模農家でありまして、トラクターとかコンバ
イン等の農機具等もちゃんと保有しておりまして、何ら問題ないもの
です。もともと6番の田んぼについては、田んぼを借りていて自分で
耕作していた土地ということもありまして、住んでいるところが千葉
県で管理ができないということで、番号5番の土地、2筆も併せて購
入してくださいという要望があったので購入する、そんないきさつも
あったようです。

周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
問題ないものと判断して、許可相当と意見決定いたしました。

5番、6番ともに再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号5番と6番について報告がありま
したが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、2件です。
事務局より提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 上田島町の土地 88 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
露天駐車場用地として転用するものです。
- 2番 大原町の土地 246 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 12番委員 農地法第4条、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、50年以上前に道路建設で売れ残った田んぼを、当時、養鶏業をしていた先代が埋め立てて資材置場として

利用、現在は申請人が駐車場、地域のごみステーションとして利用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。

現地を確認した結果、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 第6地区です。よろしく申し上げます。

議案第3号、2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回の申請は、高齢により、店舗、鍼灸院兼住宅地を息子に譲り、奥まった土地に隠居住宅を建てたいということです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、11件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数11件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 140㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 上小林町の土地 500㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 上小林町の土地 324㎡、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 391㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 487㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 吉沢町の土地 95㎡ 外1筆 計663㎡、農地区分 第二種、太陽光発電所用地として転用するものです。

7番 世良田町の土地 629㎡ 外2筆 計1,795㎡、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問

題ないと考えます。

露天廃車置場用地として転用するものです。

8番 新田下江田町の土地 186 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

9番 新田上江田町の土地 977 m² 外2筆 計 3,394 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

10番 新田下田中町の土地 263 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 大久保町の土地 503 m² 外1筆 計 1,519 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

8番 委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

この案件は、1月度の書類不備により取下げしていただいた案件です。申請人は実家に住んでおり、独立するため、実家屋敷内の申請地を借受け、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地確認では、申請人は、実家である農家住宅の一部が40年ほど前から農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付しての申請です。

周辺農地への支障もなく許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、

		ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。
		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま
		す。
議	長	続いて、番号2番から6番について、第2地区協議会の調査した意見
		結果を報告願います。
1番	委員	3番委員が議長のため、番号2番、3番の土地は、私のほうで代わりに
		報告したいと思います。
		2番ですが、譲受人は、父の所有する建物に住んでおり、資金の都合も
		ついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということ
		です。
		3番については、譲受人は造園業を営んでおり、事業拡大により資材
		置場として利用したいということです。
		現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意
		見決定いたしました。
		続きまして、4番、5番については、譲受人は借家に住んでおり、資金
		の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいとい
		うことです。
		現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないので、許可
		相当と意見決定いたしました。
		再度ご審議のほど、お願いします。
6番	委員	6番は、太陽光発電用地です。これは太田市と桐生市の道路の沿線に
		ございます。隣地に太陽光発電事業を営んでいる場所がありまして、
		また、周辺農地、住宅等については説明をし、了解を取れています。関
		係各条に照らし、問題ないと思います。
		再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
議	長	ただいま、第2地区協議会より番号2番から6番について報告があり
		ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。
		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号7番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 7番について、当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。再度、審議をよろしく願います。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号8番から10番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 8番について、お答えします。

当地区協議会でチェックリストに基づき現地確認し、調査した結果、周辺農地への支障もないことから、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願います。

5番委員 番号9番と10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号9番については、太陽光発電設置用地としての転用です。

番号10番については、一般住宅用地としての転用です。

現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号8番から10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番から10番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号11番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 11番について、第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は建築業を営んでおり、資材置場として利用するものです。農家住人は亡くなり、譲渡人が相続したのですが、大分荒れていたところ。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号11番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

- 議長 続いて、議案第5号 特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請が会長宛てにあったので、承認を求めます。
提出件数は、1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 議案第5号 特定農地貸付け承認申請について、会長宛てに1件提出されております。
場所は、太田市ふれあい農園に隣接する農地であり、ふれあい農園の市民農園が不足している状況です。ふれあい農園には、現在、69区画の市民農園がありますが、今後はますます市民農園のニーズの増加が期待されることから、区画が不足しないように新たに32区画を整備するものです。
この特定農地貸付け承認を受けた場合には、太田市は本件農地を取得する際の農地法3条の許可が不要となり、また、市民農園を貸し付ける際の農地法3条の許可が不要となります。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 9番委員 結局、太田市が市営でやっているところは新野にもありますよね。太田市で貸している市民農園は全部で何か所ぐらいあるんですか。参考に聞きたいです。
- 農村整備課 先ほどの質問に対してお答えさせていただきます。
新野のほかに、木崎第1、第2、生品で1つ市民農園がありまして、来年度の4月から木崎第2が廃止になり、木崎市民農園と新野、生品の3か所になります。以上です。
- 9番委員 市民の反応はどうですか。かなり反応がいいですか。
- 農村整備課 ニーズは、かなりあると思います。
- 9番委員 分かりました。
- 議長 それでは、議案第5号について、第1地区協議会より報告いたします。
- 8番委員 番号1番について、当地区協議会で特定農地貸付け許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
申請人は、太田市で、申請地に隣接して特定農地として、太田市民農

園、太田市ふれあい農園があり、応募者が多く、順番待ちで利用できない人が発生している状況であり、申請地の所有権を得て、市民農園として、より多くの市民に利用してもらうための申請です。周辺農地にも支障なく、承認相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きます。議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、会長宛てに提出されたので審議を求めます。事務局より提案をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
委員の皆様には、毎年の農地パトロールにおいて利用状況調査を行っていただいております。その中で再生利用が困難な農地と判定された農地が存在しており、山間部においては、判定はされていないが同様の農地も多数存在しております。また、国から令和3年4月1日付、非農地判断の徹底についてという通知により、農地法第52条の2第1項に基づき農業委員会が作成する農地台帳の正確な記録の確保が図れないことから、非農地判断に係る事務処理について迅速に遂行するよう指示されております。

そうした中で、太田市においても非農地判断の実施のため準備を行ったところ、該当する農地が多数あるため地区ごとに分けて実施させていただくことになり、今年度においては、面積が一番多い地区ということで、第6地区で利用状況調査を実施していただき、再生利用が困難と判定された農地が約21.1haありました。

別紙の一覧をご覧ください。第6地区による調査により、田6筆、4,901㎡、畑221筆、20万6555.35㎡、合計227筆、21万1456.35㎡が再生利用が困難な農地として判定されました。

つきましては、別紙一覧の農地につきまして、農地に該当するか否かご判断いただきますよう、お願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかについては、全て該当しない（非農地）と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。採決いたします。

（挙手 全員）

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。続いて、報告第1号から第4号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、10件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

つきまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、29件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

つきまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は18件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

つきまして、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は12件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご質問等もないようですので、第19回定例総会は終了とします。

閉 会 令和4年2月8日（火） 午後2時40分